

国 運 審 第 6 号
平成 1 9 年 8 月 2 8 日

国土交通大臣 冬 柴 鐵 三 殿

運輸審議会会長 榊 誠

答 申 書

株式会社スターフライヤーからの混雑飛行場運航
許可申請について

平 1 9 第 9 0 0 4 号

平成 1 9 年 7 月 3 1 日付け国空事第 2 5 6 号をもって諮問された
上記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

株式会社スターフライヤーの申請に係る混雑飛行場（関西国際空港）を使用して運航を行うことについては、許可することが適当である。

理 由

1．申請者は、東京国際空港の発着枠の見直しによる増枠を踏まえて関西（関西国際空港）～東京（東京国際空港）間において国内定期航空運送事業を経営するため、本件申請に及んだものである。

申請者の運航計画によれば、当該路線において平成19年9月14日からエアバス式A320-214型機を使用し、1日4往復の運航を行おうとするものである。

2．当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。

（1）関西国際空港においては、発着規制として、1時間の発着回数について30回と定めるなどの発着調整基準が設けられている。

申請者の運航計画に定める関西国際空港での発着は、他の本邦航空運送事業者を含む同空港の時間帯ごとの使用状況等から判断すれば、この発着調整基準に合致するものと認められる。

また、申請者の運航計画は、関西国際空港における航空機整備等の所要時間からも妥当なものであり、前記発着調整基準に反するおそれはないものと認められる。

以上により、申請者の運航計画は、航空機の運航の安全上適切なものと認められる。

（2）当該路線の運航は、他の本邦航空運送事業者の運航とあいまってより一層の多頻度運航と競争の促進を図り、これにより関西国際空港における国際線との乗り継ぎ利便を含む利用者利便

の向上に資するものであること等を勘案すると、本件申請は、関西国際空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められる。

- 3 . 以上に掲げる理由により、本件申請は航空法第 1 0 7 条の 3 第 3 項各号に掲げる基準に適合するものと認める。